

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

嫌なお客様 「あたりまえだけどなかなかできない営業のルール」（西野浩輝著、明日香出版社）という本に、101のルールが書いてありますが、その内の一つです。営業マンも人の子。どうしても優しく接してくれる通いやすいお客様から訪問してしまいがちです。行きたくないお客様をついつい避けてしまいますが、これはもったいない。自分が行きたくないと思っている会社は、他社の営業マンも行きたくないものです。ですから、いざ提案がニーズにマッチすれば、他社とコンペにならずに受注できる可能性が高いということです。厳しいことを言うお客様はキチンと考えている人で、リピートになる可能性が非常に高くなります。

ヒントヒント

税務 ミニガイド

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、法人にも13桁の法人番号が指定され、10月から通知されます。インターネットを通じて、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号（基本3情報）が公表され、個人番号と異なり、誰でも自由に利用することができます。



欠損金の繰越控除

□制度の概要

内国法人の各事業年度開始の日前9年（平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については7年）以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その欠損金額に相当する金額は、その各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入することができ、これを、欠損金の繰越控除といいます。

欠損金の繰越控除は、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を保存している場合に限り、適用されます。

□適用除外

他の者による特定支配関係を有することとなった欠損金額等を有する法人（欠損等法人）が、その特定支配関係を有することとなった日（特定支配日）から5年以内に、特定支配日の直前において、営む事業のすべてを廃止とともに、その事業の事業規模のおおむね5倍を超える資金の借入等を行うことなどの一定の事由に該当するときは、その該当する日の属する事業年度（適用事業年度）以後の各事業年度においては、その適用事業年度前の各事業年度に生じた欠損金額については、繰越控除は適用されません。

□繰越控除の限度額

平成24年4月1日以後に開始する事業年度から、欠損金の繰越控除は、その各事業年度の所得の金額の100分の80に相当する金額が限度とされています。

ただし、中小法人等（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人等を除く法人）については、限度額の規定は適用されません。

話のタネ

○神父と牧師の違いは、神父はカトリック、牧師はプロテスタント。カトリックとはキリスト教の古い宗派で、全世界に十億人もの信徒を擁する最大教派。プロテスタントは16世紀に起こった宗教革命で生まれた比較的新しい宗派。カトリックに比べて戒律は緩やか。妻帯者が神父になることはできても神父は結婚を許されない。対して、牧師は結婚しても良い。



□期間の延長

平成27年度税制改正によって、各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合に、適用されることされました。

この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用されます。

□繰越控除の限度額の改正

平成27年度税制改正によって、繰越控除の限度額について、その各事業年度の所得の金額の100分の50に相当する金額に引き下げられることされました。

ただし、中小法人等については、従来どおり限度額の規定は適用されません。

□経過措置

この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用されます。

なお、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度における控除限度額については、その各事業年度の所得の金額の100分の65に相当する金額とされました。

贈与税の申告状況と 贈与税非課税特例

1. 平成26年分贈与税の申告状況

申告人員は51万9千人で、前年より2万8千人増加、納税人員と申告納税額のいずれもが増加しています。「暦年課税」の申告人員・納税人員・申告納税額はいずれも増加した一方で「相続時精算課税」の申告人員・納税人員はいずれも減少、但し、申告納税額は増加しました。

2. 贈与税の課税制度

大きく課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあり、一定の要件に該当する場合は、相続時精算課税制度を選択することができます。この制度は、贈与時には本制度に係る贈与税額を納付し、その贈与者の相続開始時には、本制度を適用した受贈財産の価額と相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を課税価格として計算した相続税額から、既

に納付した本制度に係る贈与税額を控除した金額を納付する制度です。

3. 三つの非課税特例

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは一定の非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となる「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」が新たな仕組みに衣替えされます。と共に新たに結婚・子育ての一括贈与に係る贈与税の非課税制度が創設され、既存の教育資金に係る贈与税の非課税制度と合わせて三つの非課税特例が準備されることになりました。後段の二つの制度は、一回の支払いをダブルカウントすることはできませんが、これらの制度を併用することは可能です。

三つの制度をうまく利用すれば、相当な金額を贈与税の負担なしに次世代に移行することができますが、実施には冷静で慎重な対応が求められことも忘れてはなりません。

ナマの税務相談室

Q 父が亡くなり、相続税申告の実務に取り掛かったところ、父名義の定期預金と公正証書をJ銀行の貸金庫から発見いたしました。相続人は母乙と長男丙、次男丁の3人です。遺産分割の話は可なり進んでいたのですが、遺言書の内容は大半を私に遺贈するというものです。

A では、早速遺言書を拝見いたしましょう。平成15年10月5日付で、
 ①丙にT区U町の居宅及び敷地の全てとJ銀行の定期預金1,000万円を遺贈する
 ②残余の預貯金、有価証券は乙と丁にそれぞれ2分の1ずつ遺贈する
 ③丙は乙の老後に責任を持つ

という内容ですね。ところで、あなた方ご遺族はどのような協議をされてきたのでしょうか。

Q 私は今回の遺言書の内容に拘わらず、母乙に父の遺産の2分の1相当を相続して

遺言書が見つかり 申告はどのように

貰い配偶者の減税の特例をフルに受けて頂く。残余の財産は私と弟丁が話し合って分割相続をする。法的に問題がなければ家族の円満維持を考えてもよろしいかと思います。

A そうですね。家族的配慮、税法的観点、及び今後の第二次相続的配慮等、多角的方面から最良の決断が得られるといででしょう。まだ時間もありますから私も検討してご連絡いたします。

Q 公正証書がありながら違った内容の遺産分割で申告しても問題はありませんか。
A 公正証書の内容が明らかに遺留分を侵害している場合、共同相続人全員の協議で一部の財産を分割協議で行うことは認められています。

Q 判りました。それでは遺言書の執行者の弁護士に私どもの真意を説明し、分割を成立させたいと思います。

ナマの税務相談室

空き家対策と 税金インセンティブ

今 年5月から「空き家対策法」が全面施行されています。総務省統計局最新公表の平成25年住宅・土地統計調査によると、日本の総住宅数は6063万戸、空き家数は820万戸、総住宅数に占める空き家の割合は13.5%でした。5年前に比べ総住宅数は305万戸(5.3%)増加に対し空き家数は63万戸(8.3%)増加し、空き家率は0.4%上昇です。毎年少しづつ着実に上昇し過去最高を更新し続けています。

管 理不十分な空き家は、火災の発生や家屋の倒壊、衛生面や景観面の悪化等が懸念され、それで「空き家対策法」が登場したのですが、まずは税金を使ってインセンティブを効かそうとしています。

□ 「空き家対策法」では管理不適切な空き家につき、その所有者に対して必要な措置をとるよう市町村長が助言・指導・勧告・命令等できることになりました。勧告の対象となるとその敷地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(価格に1/3~1/6の率を乗じる小規模宅地の特例)の対象から除外され、固定資産税がそれまでの6倍となることも予想されます。

ま た、「空き家対策法」施行前から、既に空き家の有効利用を進める観点から空き家の取得・リフォーム・解体費用の一部として限度額200万円とかの補助金を給付する多くの自治体がありました。

この補助金を一般個人が取得した場合には、まずは、一時所得として課税されます。

た だし、空き家の取得・リフォーム補助金は「国庫補助金等」(申告要件あり)に該当し、空き家解体費用補助金は「移転等支出補助金」(申告要件なし)に該当するので、課税されない制度にもなっています。

ま た、金融機関から融資を受けて空き家を取得した場合の住宅ローン控除の適用については、取得対価から「空家補助金」を控除して計算します。

空 き家を取得、リフォーム、解体したことで補助金を受け、その空き家や土地を譲渡した場合には、譲渡所得の計算上、取得費又は譲渡費用から空き家補助金額を差し引き(50万円以下のとき等で一時所得課税が有利として課税選択をした場合を除く)ます。

最も難しい三つのことは、
秘密を守ること、
他人から受けた危害を忘れる事と、
暇な時間を利用すること。

(ローマの政治家、哲学者
キケロ)

芋かな
零余子

10月、芋の秋。甘藷や馬鈴薯は収穫品で、古く山の芋に対して里芋があった。
「地の底の秋見届けし子

掘った芋を皮のまま茹でたものを衣被という。

昔、身分の高い女人が外出する際、小袖を頭からぶつて顔をかくした様子を表現したもの。指でつまむと皮がつるつとむけて、美味しさ

8日寒露、
24日霜降。



10月の税務メモ

- (国 稅)—
- 9月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知(税務署長より)
- 8月決算法人の確定申告
- 28年2月決算法人の中間(予定)申告

- | | (地方税) |
|-------------|--|
| 13日 | ○9月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | |
| 11月2日
々々 | ○8月決算法人の確定申告
○28年2月決算法人の中間(予定)申告
○個人住民税の普通徴収分第3期納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。